

議案第257号

和解について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の障害福祉サービスに係る訓練等給付費の不正受領に係る損害賠償請求反訴事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

福岡地方裁判所 [REDACTED]

損害賠償請求反訴事件

2 和解の相手方

春日市 [REDACTED]
[REDACTED]

3 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、本件損害賠償金として、金20,018,604円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員のうち、金10,000,000円を、平成29年12月31日限り、本市が指定する方法により支払う。
- (3) 本市及び相手方は、第1号の金員から、前号の金員を差し引いた残金の弁済方法について、今後、相手方の資力等を勘案して協議を行うこととし、本市は、相手方が当該協議に応じている限り、同残金について強制執行の法的手続を探らない。
- (4) 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもの

のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、福岡市長から障害福祉サービスを行う指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた（以下「事業所」という。）の代表理事であるが、平成27年11月1日ないし10日から平成28年10月にかけて、の運営する指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者が就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の障害サービスを受けるために要した費用（以下「訓練等給付費」という。）として合計金20,018,604円の支払を請求し、名義の口座に振り込ませる方法により受領した。
- (2) その後、事業所において利用者の利用実績が全くないにもかかわらず、これがあるように裝って、当該訓練等給付費を不正に受領していたこと（以下「本件不正受領」という。）が判明したことから、平成28年12月27日、本市は、に対し、法第8条の規定に基づき、不正に受領した当該訓練等給付費の返還及びこれに100分の40を乗じて得た額の支払を命じた。
- (3) 相手方は、平成29年4月28日、本市を被告として福岡地方裁判所に対し、本件不正受領について、不法行為に基づく損害賠償として金20,018,604円の債務を負担しないことを確認する訴えを提起した。
- (4) これに対し、本市は、応訴するとともに、平成29年8月1日、相手方を被告として、同裁判所に対し、不法行為に基づく損害賠償として金22,018,604円の支払を求める等の反訴を提起したところ、同月8日、相手方は本訴を取り下げ、本市はこれに同意した。
- (5) その後、平成29年10月25日、相手方から和解の申出がなされ、これを受けて、同裁判所から和解勧告があった。
- (6) 本市としては、相手方の資力状況も考慮して、現時点で最大限の損害回復を図ることが可能となることその他の事情を勘案して、当該和解勧告に応じるものである。